

市内指定障害児通所支援事業所  
 市内指定障害児入所施設  
 市内指定障害児相談支援事業所

} 管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

令和 8 年度児童福祉法に基づく障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について（通知）

日頃から、本市障害福祉事業施策に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、障害児通所給付費等の算定に係る届出が必要な基本報酬及び加算については、例月、前月 15 日以前に届出がなされた場合には翌月から、16 日以降に届出がなされた場合には、翌々月から算定を開始するとされています。ただし、令和 8 年 4 月の基本報酬及び加算算定においては、次のとおり取り扱いますのでお知らせします。各種基本報酬、加算要件及び施設状況を必ず確認の上、届出が必要な場合は書類の提出をお願いします。

## 1 提出書類

- ① 様式第 1 号 障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ② 届出書類確認シート
- ③ 別紙 1 - 2 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- ④ 別紙 2 - 1 ~ 2 - 5 人員基準等適合確認シート
- ⑤ 別紙 60 自己評価結果に関する届出書
- ⑥ その他加算別紙

※ 体制届の「サービス種類別提出書類一覧」を確認し、提出が必要な別紙のみ作成し添付してください。

## 2 令和 8 年 4 月の加算等による届出の要否

令和 8 年 4 月分報酬から変更がある事業所のみ、体制届の提出が必要となります。

新たに加算を算定する場合 (例：児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算を算定する場合等)	届出が必要 (「1 提出書類①～⑥を提出」)
加算の区分を変更する場合 <b>※処遇改善加算の区分の変更を含む</b>	<b>令和 8 年 4 月 15 日 (水) まで</b> ※ 「⑤ 別紙 60 自己評価結果に関する届出書」も併せて御提出ください。
加算を算定しなくなる場合	
前年度実績に基づく基本報酬の変更がある場合	
昨年度と同様の内容で継続して報酬算定する場合	<u>届出は不要</u> ですが、「⑤ 別紙 60 自己評価結果に関する届出書」のみ <b>令和 8 年 4 月 15 日 (水) まで</b> に御提出ください。
従業員の変更があるが、加算やサービス費に影響がない場合	

### 3 令和8年度体制届の留意点

#### (1) 自己評価結果等に関する届出について（児発・放デイ・保育所等訪問支援のみ）

児童発達支援及び放課後等デイサービスに加えて、保育所等訪問支援においても、事業所運営や支援内容等に関する従業者評価、自己評価、保護者評価、さらに訪問先評価の実施と公表が令和6年4月1日より義務化となり、未実施の場合、自己評価等未公表減算が適用されることとなっております。

自己評価結果等の公表及び公表内容については、川崎市への届出が必要ですので、令和8年4月15日（水）までに「別紙60 自己評価結果に関する届出書」を郵送にて御提出ください。

### 4 加算等による届出の取扱い

令和8年4月1日から加算等に係る体制の整備が適切になされている場合であって、**令和8年4月15日（水）**までに届出が受理された場合には、4月1日に遡って加算等を算定する取扱いとします。

### 5 様式掲載場所

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」→「8-7. 令和8年度体制届に関するお知らせ（児）」

(URL) <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=370>

<提出先>

○郵送の場合

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指定担当 宛

**※ 封筒に「(サービス名) 体制届 在中」と記載してください**

○持参の場合

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指定担当（川崎市役所本庁舎12階）

**※FAX、メールでの御提出は受付いたしません。**

### 6 提出期限

**令和8年4月15日（水）必着**

### 7 留意事項

(1) 体制届を提出する際は、提出書類一覧のとおり、様式第1号を先頭として並べてサービス種類ごとにクリアファイル等に入れて提出をお願いいたします。なお、福祉・介護職員処遇改善加算等計画書や変更届出書等と同封して郵送いただいても構いませんが、必ずクリアファイルごとに分けて提出をお願いいたします。

※ 複数の事業所をまとめて提出する場合も、各事業所のサービスごとにクリアファイルに入れて提出をお願いいたします。

**※ 令和8年度については、体制届は紙媒体にて申請を行ってください（電子申請不可）。**

- (2) 児童指導員等加配加算における、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を加配することについて、実務経験証明書の提出は不要としますが、必要に応じて提出を求める場合があるので、確認できる資料を必ず備えておいてください。
- (3) 実地指導等で基準・算定要件を満たすことが確認できない場合は、過誤再請求の対象となる場合がありますので、令和8年度における体制に問題ないかどうか必ず確認してください。
- (4) 児童指導員の資格要件における「児童福祉事業」について、認可外保育所及び企業主導型保育所は児童福祉事業に含まれないため、実務経験の必要経験年数には該当しませんので御注意ください。
- (5) 令和8年度障害福祉サービス等処遇改善計画書については、算定される事業所のみ届出が必要となります。届出の締切りは、令和8年4月15日(水)です。令和8年度障害福祉サービス等処遇改善計画書の案内の詳細や様式、事務処理手順、周知用リーフレットについては次の箇所に神奈川県にて掲載しております。

<掲載場所>

障害福祉サービスかながわトップページ→書式ライブラリ→6. お知らせ(県内共通)→3. 福祉・介護職員処遇改善加算等に関するお知らせ

(URL) <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=15&id=70>

8 児童発達支援センターに係る中核機能強化加算について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、「中核機能強化加算」が創設されました。

については、本加算の具体的な申請手続の流れ等について、別添「【児童発達支援センター専用】中核機能強化加算の申請」ファイル格納しております。「別紙1\_中核機能強化加算の申請手続の流れ」を御確認いただき、体制届と併せて「別紙3」及び「別紙4」の御提出をお願いいたします。

問合せ先  
障害者施設指導課事業者指定担当  
電話：044(200)2927  
FAX：044(200)3932